

令和3年厚木市農業委員会2月定例総会議事録

日 時 令和3年2月25日 木曜日 午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長職務代理者
12番 早 川 暁 (議長)
農業委員
2番 松 野 勝 3番 野 口 政 夫
4番 新 藤 悦 子 5番 小 澤 隆
6番 梅 澤 清 子 10番 松 前 進
11番 三 橋 澄 夫

欠席者 1番 市 川 和 典 7番 難 波 博 文
8番 井 上 謙 治 9番 山 川 宏 司
13番 堀 池 春 夫 (会長)

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長
都市農業支援担当主幹 農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告12件)
- 2 農地法第5条第1項第7号の規定に係る買受適格証明について (報告1件)
- 3 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の交付について (報告1件)
- 4 農地法第3条の3の規定による届出について (報告22件)
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告12件)
- 6 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について (4件)
- 7 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について (3件)
- 8 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について (7件)
- 9 議案第9号 新規就農者の認定について (3件)
- 10 議案第10号 農用地利用集積計画の決定について (32件)

<議長>

ただいまの出席委員は8人で定足数に達しております。

1番の市川和典委員から欠席の届けが出ております。

また、本日は、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、7番の難波博文委員、8番の井上謙治委員、9番の山川宏司委員及び13番の堀池春夫会長には欠席をしていただいております。

これより、令和3年厚木市農業委員会2月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、11番の三橋澄夫委員と2番の松野勝委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、1月13日から2月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、合計で9件、16筆、面積は5,392平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で3件、7筆、面積は2,274.44平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、12件、23筆、面積は7,666.44平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第5条第1項第7号の規定に係る買受適格証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第5条第1項第7号の規定に係る買受適格証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件でございます。

対象地は下荻野字子合頭2筆、登記地目は全て畑、合計面積は1,857平方メートルでございます。

市街化区域内の農地でございます。厚木市が差押えを行った農地について、公売が実施されました。

この公売に株式会社Aが応札するに当たり、買受適格証明が必要となったものでございます。

同社が競落人となった場合、農地法第5条第1項第7号の規定による届出が受理され、当該農地を買い受けることができる者であることを証明するものです。

内容を審査しました結果、適格であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に準じ、専決処理し、令和3年1月27日付けで買受適格証明を交付いたしましたことを御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の交付」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の交付」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件でございます。

対象地は下荻野字子合頭2筆、登記地目は全て畑、合計面積は1,857平方メートルでございます。

受人は、株式会社Aでございます。

受人は、令和3年1月27日付けで買受適格証明の発行を受け、厚木市が実施した公売に参加し、最高価申出人となり、当該農地を競落いたしました。

令和3年2月8日付けで、当該農地に係る農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書が提出されたことから、内容を審査しました結果、先の買受適格証明の交付時と事情が異なっていないことが認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に準じ、専決処理し、令和3年2月9日付けで受理通知書を交付いたしましたことを御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、1月13日から2月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は12人、農地の所有権を取得された相続人は22人、筆数は61筆、面積は31,978.37平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は12件です。

1番でございます。

申請者は下川入にお住まいのBさん、対象地は下川入字十七ノ域1筆、登記地目は畑、面積は277平方メートルです。

当該土地は、平成2年9月に申請人の自己住宅が建築されておりますが、昭和36年5月に亡父の自己住宅が建築されて以降、住宅敷地として利用され現在に至っているもので、平成23年度固定資産評価証明書で宅地課税されていること、また、平成23年撮影の航空写真で住宅敷地として利用されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、2月4日、松野委員及び小澤委員立会いのもと現地調査を行った結果、

農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、2月10日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番から10番までは、一括で御説明させていただきます。

初めに2番でございます。

申請者は金田にお住まいのCさん、対象地は金田字新神明下1筆、登記地目は畑、面積は138平方メートルでございます。

続いて3番でございます。

申請者は金田にお住まいのDさん、対象地は金田字神明下1筆、登記地目は畑、面積は733平方メートルでございます。

続いて4番でございます。

申請者は金田にお住まいのEさん、対象地は金田字神明下1筆、登記地目は畑、面積は267平方メートルでございます。

続いて5番でございます。

申請者は中依知にお住まいのFさん、対象地は金田字神明下1筆、登記地目は畑、面積は390平方メートルでございます。

続いて6番でございます。

申請者は金田にお住まいのGさん、対象地は金田字新台畑下1筆、登記地目は畑、面積は260平方メートルでございます。

続いて7番でございます。

申請者は金田にお住まいのHさん、対象地は金田字新台畑下1筆、登記地目は畑、面積は307平方メートルでございます。

続いて8番でございます。

申請者は金田にお住まいのIさん及び同所にお住まいのJさん、対象地は金田字新台畑下1筆、登記地目は畑、面積は218平方メートルでございます。

続いて9番でございます。

申請者は横浜市西区浅間町3丁目にお住まいのKさん、対象地は金田字新白鳥1筆、登記地目は畑、面積は19平方メートルでございます。

最後に10番でございます。

申請者は金田にお住まいのLさん、対象地は金田字新白鳥2筆、登記地目は全て畑、合計面積は168平方メートルでございます。

これらの土地は、相模川の河川保全区域内に存しておりますが、それぞれの申請者が相続または贈与を受けた時点で、既に原野化しており、農地としての利用ができず、現在に至っているもので、平成23年撮影の航空写真で原野化していることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、2月3日、梅澤委員及び井上委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、2月5日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて11番でございます。

申請者は下川入にお住まいのMさん、対象地は下川入字八ノ域2筆、登記地目は全て畑、合計面積は165平方メートルです。

当該土地は、平成28年12月12日付けで、農業用施設等に供する農地の届出書が提出され、農業用倉庫が建築されております。当該転用面積が2アール未満の農業用施設等への転用であり、農地法施行規則第29条第1号の要件を満たしていたことから、農地転用の制限の例外として取り扱ったものです。

今般、申請人が、当該地の地目変更登記を横浜地方法務局厚木支局宛てに申請したところ、登記官から農業委員会が発行する証明書の添付を求められたため、事務局に相談があったものです。

証明書交付につきましては、先ほど御説明しましたとおり、農地転用の制限の例外、つまり、許可不要での転用のため、許可指令書が交付されておらず、許可済証明書の交付ができないことから、非農地証明書で対応することとしたものです。

これらの経過を踏まえ、2月2日、松野委員及び小澤委員立ち合いのもと現地調査を行ったところ、届出書記載の計画どおり利用されており、位置、面積、形状等から農地として耕作の用に供することができないとの結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、2月4日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に12番でございます。

申請者は上荻野にお住まいのNさん、対象地は上荻野字陽野原1筆、登記地目は田、面積は878平方メートルです。

当該土地は、平成2年5月18日に申請者に相続されましたが、耕作されることなく、平成14年頃に資材置場及び車両置場として利用されて以降、現在に至っているもので、平成23年撮影の航空写真で確認できております。

これらの経過を踏まえ、2月2日、野口委員及び難波委員立ち合いのもと現地調査を行ったところ、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、2月4日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<松前委員>

2番から10番まででございますが、同一地区内の原野が多く申請されたようですが、申請の経過を教えてくださいませんか。

<副主幹兼農地管理係長>

当該土地を含めた一体的な事業計画があり、当該事業を進める事業者から相談があったものでございます。

<松前委員>

当該地区には同様に登記上農地で残ってしまっている土地が多く存在している状況ではないかと推測しましたので、質問した次第です。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地の所在地は愛甲東三丁目4筆、地目は畑及び田、合計面積は1,256平方メートルでございます。

渡人は愛甲東3丁目にお住まいのOさん、受人は同所にお住まいのPさん、親権者Qさんです。

農業経営の安定を図るための世帯内贈与による所有権の移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及びテラー等。

労働力につきましては、父及び母の2人でございます。

続いて2番でございます。

対象となる農地は三田字蟹淵1筆、地目は田、面積は2,000平方メートルでございます。

渡人は三田にお住まいのRさん、受人は三田にお住まいのSさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、管理機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人のみです。

続いて3番でございます。

対象となる農地は妻田東三丁目1筆、地目は畑、面積は26平方メートルでございます。

渡人は妻田東3丁目にお住まいのTさん、受人は妻田東3丁目にお住まいのUさんです。

耕作上の利便を図るための贈与による所有権移転で、梅の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。

労働力につきましては、本人及び長女の2人です。

最後に4番でございます。

対象となる農地は猿ヶ島字竹ノ内2筆、地目は全て田、合計面積は1,427平方メートルでございます。

す。

渡人は山際にお住まいのVさん、受人は山際にお住まいのWさんです。

農業経営の安定を図るための世帯内贈与による所有権の一部移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植機等。

労働力につきましては、本人及び父の2人です。

1番から4番までの全てにおいて、農作業常時従事要件及び下限面積要件を満たしているものです。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手多数]

<議長>

挙手多数。

よって、日程6、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

<議長>

続きまして、日程7、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます

初めに1番でございます。

対象となる農地の所在は三田字仲町1筆、地目は田、面積は904平方メートルの内300.00平方メートルです。

申請人は、旭町1丁目の株式会社X、代表取締役Yさんです。

本申請は、農業用倉庫建設のための転用許可申請です。

農地区分は農用地で、原則として転用の許可ができない農地に該当しますが、本申請のように耕作地の利便性を向上させるための農業用施設を建設する場合は、例外的に許可をすることができるものです。

申請人は、農地法第2条第3項に定める農地所有適格法人で、隣接農地にビニールハウスを建設し、イチゴ栽培を行うため、農業用機械や収穫したイチゴの保管を行うための農業用倉庫が必要となったことから、今回許可申請されたものです。

申請地の東側及び南側は畑、西側は道路、北側は田に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に設け、敷地内を転圧・整地の上、建築面積97.20平方メートルの農業用倉庫を建設する計画となっております。

建築予定のビニールハウスへの出入りの利便性確保のため、被害防除措置は行いません。なお、北側には高さ60センチメートルの既存重力コンクリートブロックがございます。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵にて敷地内浸透処理する計画となっております。

現地を確認したところ、農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、特にないものと判断されます。

続いて2番でございます。

対象となる農地の所在は愛甲東二丁目1筆、地目は畑、面積は773平方メートルです。

申請人は、愛甲東2丁目にお住まいのZさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、高速自動車国道等の出入口から300メートル以内に位置する第3種農地です。

申請人は、静岡県浜松市に本社を置き、食品輸送業を行っている株式会社aから、近年、首都圏近郊への配送事業が増加しているため、厚木出張所に近く、東名高速道路へのアクセスしやすい申請地を駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、今回申請されたものです。

申請地の東側及び北側は畑、西側は駐車場、南側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に幅10メートルのアスファルト舗装にて設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両15台分の駐車場とする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側及び北側は高さ45センチメートルのコンクリートブロック及び高さ60センチメートルのフェンスを新設し、東側は地先境界ブロック及び緑地帯を設ける計画となっております。なお、西側は既存のコンクリートブロックを利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

現地を確認したところ、農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、特にないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

最後に3番でございます。

対象となる農地の所在は上荻野字王子原1筆、地目は畑、面積は388平方メートルです。

申請人は、上荻野にお住まいのbさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

申請人は、上荻野で建築業を営むc株式会社及び申請人が経営するアパートの住人から、駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、今回申請されたものです。

申請地の東側は資材置場、西側は道路、南側は宅地及び畑、北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両6台分の駐車場とする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、北側の一部に高さ1メートルの単管パイプ及び高さ30センチメートルのトタン板を新設する計画となっております。なお、その他につきましては、既存の単管パイプ、トタン板及びブロックを利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

現地を確認したところ、農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、特にないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程8、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを御説明申し上げます。

お諮りする案件は7件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地の所在は三田字道西1筆、地目は田、面積は476平方メートルです。

受人は関口にお住まいのdさん、渡人は三田にお住まいのeさんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、住宅の用に供する施設等が連たんする第3種農地です。

受人は、中古車買取り販売業を営む戸田の有限会社fの従業員として勤務していますが、業務経験を活かし独立するため、新たな事業地が必要となったことから、関口に設置した事業所から近く、幹線道路へのアクセスが良い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び北側は宅地、西側及び南側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両13台分の置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、出入口以外に設置されている既存の鉄筋コンクリート擁壁及びコンクリートブロック2段から3段積を利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

現地を確認したところ、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、特にないものと判断されます。

続いて2番でございます。

対象となる農地の所在は下古沢字松ケ枝1筆、地目は畑、面積は1,098平方メートルの内225.13平方メートルです。

借人は大和市下鶴間にお住まいのgさん、貸人は下古沢にお住まいのhさんです。

本申請は、使用貸借権設定による分家住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地です。

借人は貸人の子に当たり、現在は大和市下鶴間に住んでいますが、子どもの養育環境を考え、実家から近く、農業の手伝いもしやすい申請地に分家住宅を建設するため、今回申請されたものです。

申請地の東側、南側及び北側は畑、西側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、西側市道の中心から2.5メートルセットバックし、出入口を設け、敷地内を転圧・整地の上、建築面積83.62平方メートルの分家住宅として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口には地先境界ブロックを新設し、出入口以外にはコンクリートブロック1段から3段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水及び汚水処理につきましては、雨水浸透柵、浸透トレンチ管及び浄化槽にて敷地内浸透処理する計画となっております。

現地を確認したところ、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、特にないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル未満ですが、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

続いて3番でございます。

対象となる農地の所在は七沢字神出2筆、地目は田及び畑、合計面積は303平方メートルです。

受人は七沢にお住まいのiさん、渡人は同所にお住まいのjさんです。

本申請は、所有権移転による分家住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は、現在、父の j さんと同居していますが、子が成長するに伴い、手狭となってきたため、現在の住居に近い、申請地に分家住宅を建設するため、今回申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側及び南側は畑、北側は宅地に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口は東側にある既存スロープを利用し、敷地内を転圧・整地の上、建築面積56.09平方メートルの分家住宅として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、西側及び南側に縁石を新設する計画となっております。なお、その他の箇所は、既存の鉄筋コンクリート擁壁及び地先コンクリートを利用する計画となっております。

敷地内の雨水及び汚水処理につきましては、雨水浸透柵、浸透トレンチ管及び浄化槽にて敷地内浸透処理する計画となっております。

現地を確認したところ、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、特にないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル未満ですが、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、既に手続き済みとなっております。

続いて4番でございます。

対象となる農地の所在は三田字川端1筆、地目は田、面積は853平方メートルです。

借人は関口の株式会社k、代表取締役1さん、貸人は被相続人mさんの相続人である清川村煤ヶ谷にお住まいのnさん、三田にお住まいのoさん及び同所にお住まいのpさんです。

本申請は、賃借権設定による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

借人は中古建設機器及び部品の輸出入及び販売業を営む法人で、現在借りている資材置場を返却することとなり代替地が必要となったことから、現在の事業地から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び北側は畦畔^{けいはん}、西側は水路、南側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側にコンクリート打ちにて設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外には高さ30センチメートルの重力式擁壁を新設し、北側には緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

現地を確認したところ、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、特にないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

続いて5番でございます。

対象となる農地の所在は三田字上川原1筆、地目は畑、面積は1,575平方メートルの内495.74平方メートルです。

借人は東京都千代田区平河町2丁目の株式会社q、代表取締役rさん、貸人は三田にお住まいのsさんです。

本申請は、賃貸借権設定による資材置場設置のための令和3年3月20日から令和3年8月4日までの一時転用許可申請です。

農地区分は、睦合北地区市民センターから500メートル以内に位置する第2種農地です。

借人は不動産業を営む法人で、申請地の南側で物流倉庫を建設中の合同会社 t の親会社です。

物流倉庫の建設が進み、資材を保管する場所を確保できなくなってきたことから、建設現場から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側、西側及び北側は畑、南側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に幅7メートルのスロープにて設け、敷地内を転圧・整地の上、資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外に高さ1メートルの単管杭及び高さ10センチメートルの土留矢板を新設する計画となっております。

現地を確認したところ、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、特にないものと判断されます。

続いて6番でございます。

対象となる農地の所在は金田字神明下3筆、地目は全て田、合計面積は1,041平方メートルです。

借人は金田にお住まいの u さん、愛知県小牧市篠岡1丁目にお住まいの w さん及び東京都目黒区碑文谷2丁目にお住まいの x さん、貸人は金田にお住まいの u さん、被相続人 v さんの相続人である愛知県小牧市篠岡1丁目にお住まいの w さん及び東京都目黒区碑文谷2丁目にお住まいの x さんです。

本申請は、使用貸借権設定による駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、依知南地区市民センターから500メートル以内に位置する第2種農地です。

申請人は、一般貨物自動車運送事業を営む y 株式会社から、現在使用している駐車場を返却することとなったため、現在の事業地から近い申請地を貸してほしい旨の要請を受け、今回申請されたものです。

申請地の東側及び北側は田及び道路、西側は田、南側は水路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側にスロープにて設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両6台分の駐車場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、北側には緑地帯を設け、出入口以外には高さ60センチメートルのコンクリートブロックを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

現地を確認したところ、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、特にないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、既に手続済みとなっております。

最後に7番でございます。

対象となる農地の所在は金田字神明下4筆、地目は全て田、合計面積は1,458平方メートルです。

借人は金田にお住まいの z さん、中依知にお住まいの α さん及び金田にお住まいの β さん、貸人は金田にお住まいの z さん、中依知にお住まいの α さん及び金田にお住まいの β さんです。

本申請は、使用貸借権設定による駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、依知南地区市民センターから500メートル以内に位置する第2種農地です。

申請人は一般貨物自動車運送事業を営む y 株式会社から、現在使用している駐車場を返却することとなったため、現在の事業地から近い申請地を貸してほしい旨の要請を受け、今回申請されたも

のです。

申請地の東側は駐車場、西側は田、南側は道路、北側は水路に接しております。

土地利用計画図によりますと、申請地東側の既存駐車場と一体利用しようとするもので、出入口を既存駐車場の東側にスロープにて新たに設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、19台分の駐車スペースを確保する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、南側には緑地帯を設け、出入口以外には高さ60センチメートルのコンクリートブロックを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

現地を確認したところ、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、特にないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、既に手続済みとなっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程9、議案第9号「新規就農者の認定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第4号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。
お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

申請人は、関口にお住まいのγさんです。

申請人は、厚木市農業協同組合が行う農業塾の就農コースの全過程を修了しており、新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第1号の要件を満たしているものです。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、新規就農者認定基準に関する要綱第3条第2項に掲げる要件の全てを満たしているものと認められます。

耕作予定農地は山際字斉ノ神戸1筆、地目は畑、面積は909平方メートルでございます。

通作距離は自宅から1.5キロメートルです。

サツマイモ、トマト、ダイコンなどの露地野菜の作付けを予定しております。

年間の所得目標は150万円。販路といたしましては、JAあつぎの夢未市等の直売所を予定しております。

次に2番でございます。

申請人は、三田南2丁目にお住まいのδさんです。

申請人は、厚木市農業協同組合が行う農業塾の就農コースの全過程を修了しており、新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第1号の要件を満たしているものです。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、新規就農者認定基準に関する要綱第3条第2項に掲げる要件の全てを満たしているものと認められます。

耕作予定農地は棚沢字山付1筆及び同字市島川付3筆、地目は田及び畑、合計面積は1,589平方メートルでございます。

通作距離は自宅から2.5キロメートルです。

ネギ、ブロッコリー、キャベツなどの露地野菜の作付けを予定しております。

年間の所得目標は300万円。販路といたしましては、JAあつぎの夢未市等の直売所及び市場を予定しております。

最後に3番でございます。

申請人は、棚沢にお住まいのεさんです。

申請人は、認定農業者のいる農家における研修を修了しており、新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第4号の要件を満たしているものです。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、新規就農者認定基準に関する要綱第3条第2項に掲げる要件の全てを満たしているものと認められます。

市内で農業経営を行う株式会社との従業員として、農業従事をする予定となっております。

通作距離は自宅から3.2キロメートルです。

パクチーの作付けを予定しております。

年間の所得目標は400万円。販路といたしましては、スーパーマーケット等を予定しております。

今後、安定的な農業経営を図るため、新規就農者として認定を受けようとするものです。

説明は以上になります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

<小澤委員>

3番について、認定農業者のいる農家における研修を修了しているとのことですが、具体的にどのような研修を受けたのでしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

北海道において、ジャガイモ、トウモロコシなどの露地野菜について、研修を受けたものでございます。

<小澤委員>

作付け予定作物はパクチーとありますが、栽培技術は確認されておりますでしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

εさんは、従事を予定しております株式会社において、他の従業員と研究しながら栽培していく計画となっております。

また、当該法人は厚木市農業協同組合と技術提携について、話をされていると聞いており、計画として十分なものであると判断したものでございます。

<議長>

都市農業支援センターでも技術的な助言などはするのでしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

当人から相談がありましたら、対応いたします。

<小澤委員>

分かりました。
地元の農業委員として、引き続きアドバイスなどをしていきます。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
日程9、議案第9号「新規就農者の認定」については、原案のとおり新規就農者として認定する

ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第9号「新規就農者の認定」については、原案のとおり認定されました。

<議長>

続きまして、日程10、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第10号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

利用権設定に係る申出の合計につきましては、32件、57筆、42,620平方メートルで、その内新規設定は21件でございます。

権利の種類別の合計につきましては、賃借権が3件、3筆、2,270平方メートル、使用貸借権が29件、54筆、40,350平方メートルでございます。

地目別の合計につきましては、田が15件、34筆、24,259平方メートル、畑が18件、23筆、18,361平方メートルでございます。

利用目的別の件数につきましては、水稲が12件、普通畑が19件、水稲及び普通畑が1件でございます。

契約期間別の件数につきましては、3年間が31件、9年間が1件でございます。

農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<松前委員>

18番について、具体的にどこで営農をしているのでしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

静岡県菊川市でございます。

<松前委員>

現在、静岡県菊川市で営農をしていて、今回新たに厚木市に農地を借り、どのような計画で事業をしていくのでしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

静岡県に所有する農地については、現在の住居から離れているため、一部貸し出しをしております。

今後、住居に近い小野の農地を耕作するため、今回申出されたものです。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第10号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年厚木市農業委員会2月定例総会を閉会いたします。

令和3年2月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
